

○ 二松学舎大学利益相反管理規程

(2024年7月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日付、内閣府統合イノベーション戦略推進会議決定)(以下、「研究インテグリティ対応方針」という。)及び「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(令和3年12月17日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下、「競争的研究費に関する指針」という。)に基づき、二松学舎大学(以下、「本学」という。)の研究者の利益相反を適切に管理し、かつ研究者の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利益相反とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。
 - イ 「狭義の利益相反」とは、教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいう。
 - ウ 「責務相反」とは、教職員等が兼業活動により企業等に対して負う職務遂行責任と、本学における職務遂行責任が両立しえない状態をいう。
 - エ 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。
 - オ 「本学(組織)としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。

(2) 研究者

この規程の適用対象となる研究者は、本学の専任及び非常勤教職員又は本学から一定の身分を付与され産学官連携活動に携わる者であって、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)又は、その他の公的な資金による競争的研究費(以下、「競争的研究費」という。)による研究を実施し、又は応募した者(採択されなかった者及び既に公的資金研究を終了している者を除く。)とする。

(研究者の責務)

第3条 本学の教職員は、この規程に基づいて行う利益

相反の管理について、誠実に協力しなければならない。

2 本学の教職員は、当該研究の研究分担者に対して、研究インテグリティ対応方針及び競争的研究費に関する指針(以下、これらを総じて「公的指針等」という。)、並びに本規程を遵守するよう求めなければならない。(利益相反管理委員会)

第4条 本学における研究者の利益相反を審査し、利益相反管理のための適切な措置について検討するため、本学に利益相反管理委員会(以下、「管理委員会」という。)を置く。

(管理委員会の構成)

第5条 管理委員会は次の者を委員として構成し、(2)から(6)の委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 学部長
- (4) 学務局長
- (5) 不正防止計画推進本部長
- (6) その他、委員長が必要と認めたる者

2 管理委員会の委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長に事故、あるいは第6項に掲げる事項に該当するときは、委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。

4 管理委員会は、委員長が招集し、議長となる。

5 管理委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

6 管理委員会の委員本人が直接に関与する研究については、当該委員はその研究に係る利益相反の審議に加わることができない。

(審議事項)

第6条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反管理に係る規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) 利益相反から生ずる課題の対応策に関すること
- (3) 個々の利益相反について本学として許容できるか否かに関すること
- (4) 利益相反管理のための調査に関すること
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (6) その他、本学における利益相反に関する重要事項(経済的な利益相反の報告)

第7条 研究者は、自らが、次の各号に掲げるものについて該当する場合には、毎年4月末までに学長に申告しなければならない。

- (1) 連携先である企業等の株式(公開、非公開を問わない。)、出資金、ストックオプション、受益権等

の毎年4月1日時点における保有の有無及び保有状況

(2) 企業・団体からの収入（前年度1年間の合計金額が本学から得る年収額を超える場合に限る。）

(3) 産学官連携活動に係る受入額（申請研究に係るもので、申告者又はその所属が関与する共同研究、受託研究、コンソーシアム、知的所有権の実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・流動研究員等の受入れ、研究助成金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）（前年度1年間の同一組織からの年間受入額が200万円を超える場合に限る。）

2 前項の申告の後、新たに経済的な利益関係が生じたとき等は、その都度、すみやかに学長に申告しなければならない。

3 前項及び前々項に係る申告書の様式については、管理委員会が別に定める。

（利益相反管理のための調査）

第8条 第6条第4号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 事情聴取
- (2) 助言指導等
- (3) 状況観察
- (4) その他、利益相反管理のための調査に必要と認める方法

（審査、勧告、決定等の手続）

第9条 管理委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、第2条第2号に規定する者の利益相反に関し本学として許容できるか否かについて判定する。

2 管理委員会は、前項の規定による審査の結果、改善が必要と判断した活動を行う研究者に対しては、改善勧告を行うものとする。

3 管理委員会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う研究者の状況を観察する。

4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により管理委員会に再審査を請求することができる。

5 管理委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。

6 管理委員会は、再審査の結果、改善が必要であると判断した場合は、当該活動を行う研究者の状況を観察し、改善が必要でないと判断した場合は、改善勧告を取消し、その旨を再審査の請求を行った研究者に通知する。

7 学長は、状況観察の報告を受けた場合において当該

活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う研究者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨を当該活動を行った研究者に通知する。

8 学長は、利益相反の管理に関して問題があると認められるときは、科研費及び競争的研究費の配分機関に速やかに報告するものとする。

（周知）

第10条 学長は、本学の教職員に対して、公的指針等及び本規程の周知に努めるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 研究者及び本学は、利益相反に関する書類を5年間保存するものとする。

（秘密保持）

第12条 管理委員会の委員は、本学との間に管理委員会の関連事項に係る守秘義務誓約を締結するものとし、職務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

2 管理委員会における守秘義務誓約は、委員在任中のほか、委員の任を解かれた後、及び本学を退職した後も同様に継続するものとする。

（組織としての利益相反）

第13条 本学は、組織としての利益相反についても、適切な管理措置を講じるよう努めるものとする。

（事務担当）

第14条 管理委員会に関する事務は、大学改革推進課が行う。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、管理委員会の提案に基づき大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この規程は、2024年7月19日から施行する。